

エネルギーの使用の合理化に関する法律

改正

省エネ法の概要

2010



はじめに

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、省エネ法という。)は、エネルギー消費量が大幅に増加している業務部門と家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化をより一層推進することを目的に、平成20年5月に改正されました。本パンフレットは、この改正の中から工場・事業場に係る措置の改正の概要を紹介するとともに、事業者の方が取り組まなければならない事項についてまとめたものです。



1. 省エネ法とは？	1
2. 省エネ法におけるエネルギーとは？	1
3. 省エネ法が規制する分野は？	1
4. どのような事業者が規制の対象になりますか？	2
5. 事業者が行わなければならないことは？	4
5-1 エネルギー使用量の原油換算方法	5
5-2 エネルギー使用量を把握する際の留意点	6
5-3 特定事業者・特定連鎖化事業者の義務内容	7
5-4 エネルギー管理統括者等の選任・資格要件及び選任数	8
6. 事業者が遵守すべき判断基準はどのように変わりますか？	9
7. セクター別ベンチマークとは？	10
8. 共同省エネルギー事業とは？	10
参考1 住宅・建築物に係る対策の改正について	11
参考2 各種提出書類記入例	
エネルギー使用状況届出書 記入例	12
エネルギー管理統括者選任届出書 記入例	12
中長期計画書 記入例	13
定期報告書 記入例	14
参考3 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(基準部分)	20
参考4 各種支援策	26
参考5 業務用ビルの省エネルギー対策事例	27
参考6 改正省エネ法の構成	28
参考7 改正省エネ法における手続きスケジュール	29

1. 省エネ法とは？

省エネ法は、石油危機を契機として昭和54年に、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定されました。

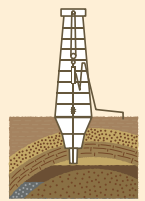
2. 省エネ法におけるエネルギーとは？

エネルギーとは、一般的にはすべての燃料、熱、電気を指して用いられる言葉ですが、省エネ法におけるエネルギーとは、以下に示す燃料、熱、電気を対象としています。

廃棄物からの回収エネルギーや風力、太陽光等の非化石エネルギーは対象となりません。

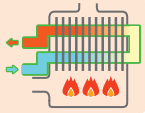
燃料

- 原油及び揮発油(ガソリン)、重油、その他石油製品(ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス)
- 可燃性天然ガス
- 石炭及びコークス、その他石炭製品(コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス)であって、燃焼その他の用途(燃料電池による発電)に供するもの



熱

- 上記に示す燃料を熱源とする熱(蒸気、温水、冷水等)
対象とならないもの: 太陽熱及び地熱等、上記の燃料を熱源としない熱であることが特定できる場合の熱



電気

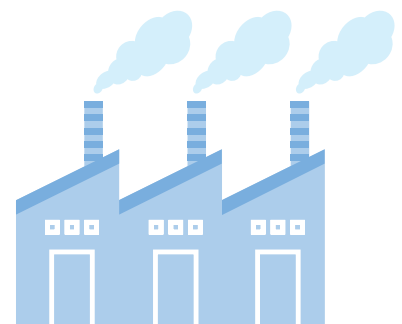
- 上記に示す燃料を起源とする電気
対象とならないもの: 太陽光発電、風力発電、廃棄物発電等、上記燃料を起源としない電気であることが特定できる場合の電気



3. 省エネ法が規制する分野は？

省エネ法が直接規制する事業分野としては、「工場又は事業所その他の事業場」、「輸送」、「住宅・建築物」、「機械器具」の4つがあり、それぞれ以下に示す事業者が規制の対象とされます。なお、本パンフレットでは、主に工場・事業場に係る措置についての概要を記載しています。

工場・事業場	●工場等を設置して事業を行なう者 ・工場を設置して事業を行なう者 ・事業場(オフィス、小売店、飲食店、病院、ホテル、学校、サービス施設などすべての事業所)を設置して事業を行う者
輸送	●輸送事業者: 貨物・旅客の輸送を業として行なう者※1 ●荷主: 自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者※1
住宅・建築物	●建築時: 住宅・建築物の建築主 ●増改築、大規模改修時: 住宅・建築物の所有者・管理者 ●特定住宅(戸建て住宅): 住宅供給事業者(住宅事業建築主)
機械器具	●エネルギーを消費する機械器具の製造事業者及び輸入事業者

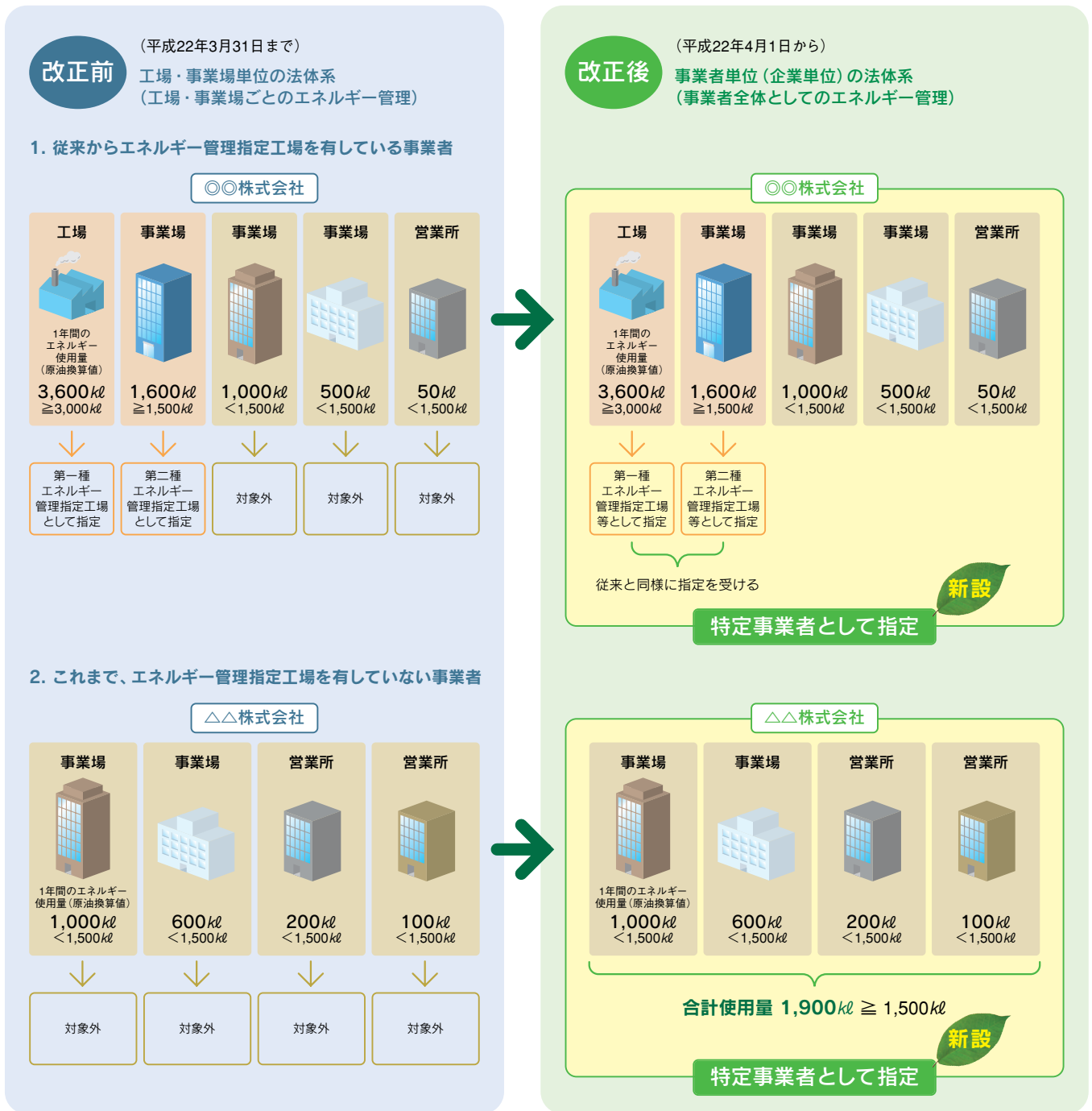


※1: 自家輸送を含む

4. どのような事業者が規制の対象になりますか？

事業者単位（企業単位）で一定規模以上のエネルギーを使用している事業者

今回の法改正により、これまでの工場・事業場単位のエネルギー管理から、事業者単位^{※1}（企業単位）でのエネルギー管理に規制体系が変わります。したがって、事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等）の1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。

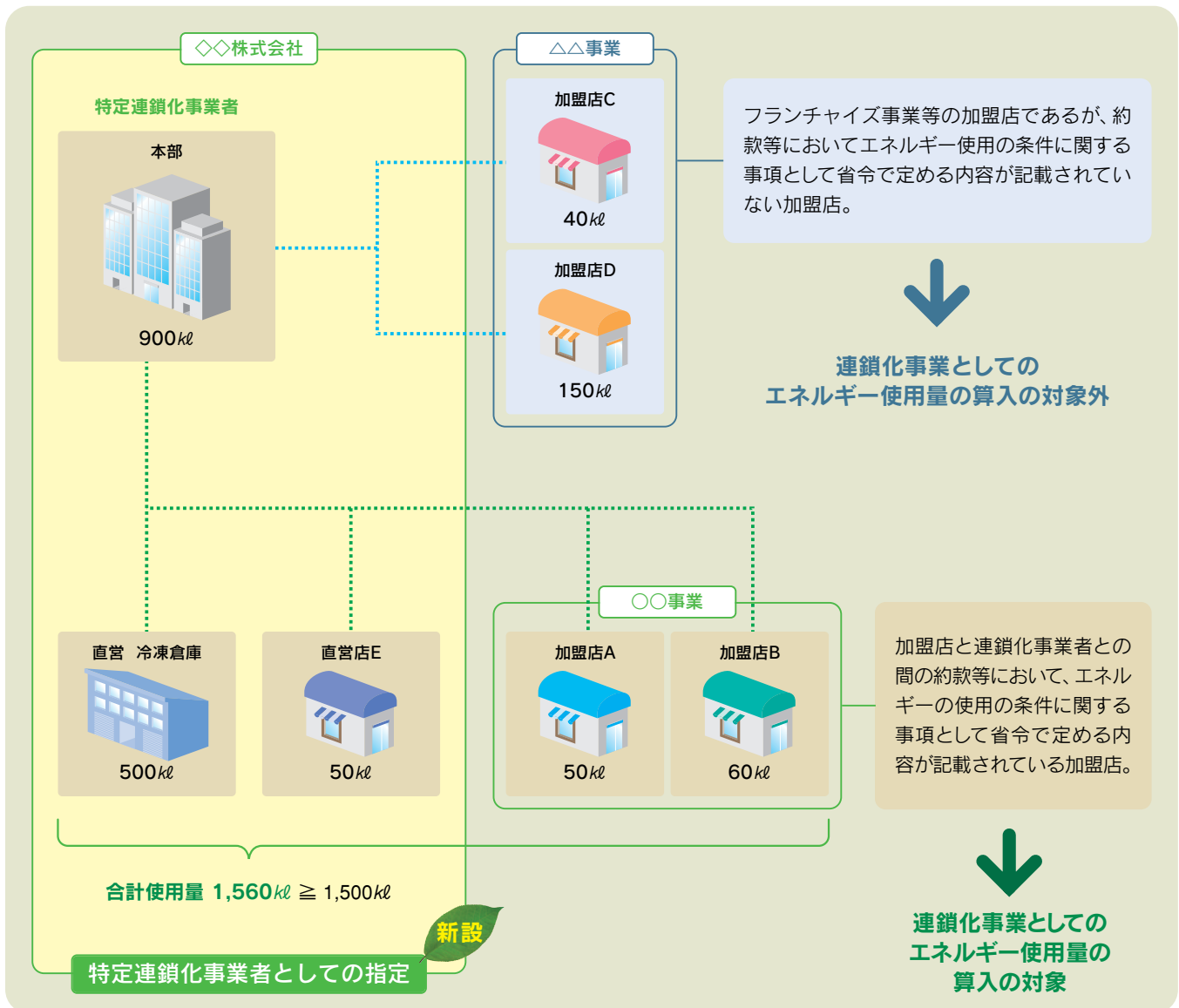


注1：事業者単位の範囲とは？

事業者単位の範囲は、法人格単位が基本となります。したがって、子会社、関連会社、協力会社、持株会社等はいずれも別法人であるため、別事業者として扱われます。

フランチャイズチェーン事業等を行っている事業者

フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が、経済産業省令で定める条件に該当する場合、その本部が連鎖化事業者^{注2}となり、加盟店を含む事業全体の1年度間のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kl以上の場合には、その使用量を本部が国に届け出て、本部が特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。



注2：連鎖化事業者とは？

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行っており、次の(1)及び(2)の両方の事項を加盟店との約款等^{※2}で満たしている事業者をいいます。

- (1)本部が加盟店に対し、加盟店のエネルギーの使用の状況に関する報告をさせることができること。
- (2)加盟店の設備に関し、以下のいずれかを指定していること。

- 空気調和設備の構成機種、性能又は使用方法
- 冷凍又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
- 照明に係る機種、性能又は使用方法
- 加熱及び調理機器の機種、性能又は使用方法

※2：本部が定めた方針又は行動規範、マニュアル等を遵守する、といった定めが約款等に規定されている場合において、当該方針又は行動規範、マニュアル等に(1)及び(2)の条件が規定されている場合についても同様に連鎖化事業者として扱われます。

5. 事業者が行わなければならないことは？

STEP
1

事業者全体でのエネルギー使用量の把握

- 前年度における事業者全体(企業単位)のエネルギー使用量(原油換算値)を把握してください。(P5参照)

STEP
2

エネルギー使用状況届出書の提出

- 把握したエネルギー使用量の合計が1,500kℓ/年以上であった場合には、その結果を5月末日まで(平成22年度は、7月末日まで)に、本社の所在地を管轄する経済産業局に「エネルギー使用状況届出書(P12参照)」を提出してください。
- 個別の工場や事業場など事業所単位で1,500kℓ/年以上のエネルギー使用量(原油換算値)があった場合は、当該工場・事業場のエネルギー使用量を事業者全体のエネルギー使用量の内訳として「エネルギー使用状況届出書」に記載してください。

STEP
3

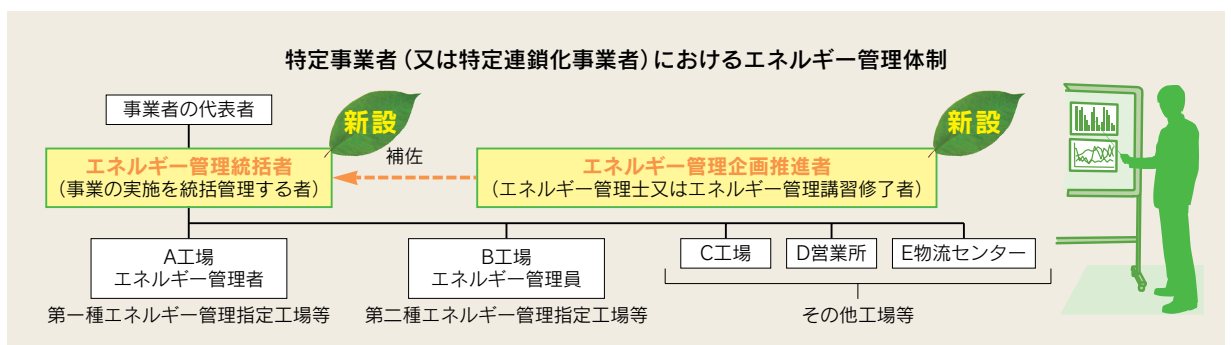
特定事業者又は特定連鎖化事業者の指定

- 「エネルギー使用状況届出書」を届け出ると、国はその事業者を「特定事業者」又は「特定連鎖化事業者」として指定をします。
- また、3,000kℓ/年以上のエネルギーを使用している工場・事業場を「第一種エネルギー管理指定工場等」、1,500kℓ/年以上3,000kℓ/年未満のエネルギーを使用している工場・事業場を「第二種エネルギー管理指定工場等」として指定をします。

STEP
4

エネルギー管理統括者等の選任

- 特定事業者(又は特定連鎖化事業者)は、「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」をそれぞれ1名選任し、本社の所在地を管轄する経済産業局に「エネルギー管理統括者/エネルギー管理企画推進者選任届出書(P12参照)」を提出してください。
- 「第一種エネルギー管理指定工場等」又は「第二種エネルギー管理指定工場等」を有している場合には、当該工場・事業場ごとに「エネルギー管理者」又は「エネルギー管理員」を選任し、本社の所在地を管轄する経済産業局に「エネルギー管理者/エネルギー管理員選任届出書」を提出してください。



STEP
5

事業者単位でのエネルギー管理の実施

- 事業者全体での判断基準の遵守(管理標準の設定、省エネ措置の実施等)(P9参照)を行うとともに、中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めてください。

STEP
6

中長期計画書・定期報告書の提出

- 特定事業者(又は特定連鎖化事業者)は、「中長期計画書(P13参照)」及び「定期報告書(P14～参照)」を毎年度7月末日まで(平成22年度は、11月末日まで)に、本社の所在地を管轄する経済産業局と、工場・事業場が行う事業の所管省庁に提出してください。
- 「第一種エネルギー管理指定工場等」又は「第二種エネルギー管理指定工場等」を有している場合は、事業者全体の定期報告書の内訳として当該工場・事業場のエネルギー使用量等を定期報告書に記載してください。

5-1 エネルギー使用量の原油換算方法

- 1 本社及び全ての工場、支店、営業所、店舗等で使用した燃料・熱・電気ごとの年間の使用量を集計してください。
(例：電気・ガスについては、毎月の検針票に示される使用量)
- 2 1の使用量に燃料、熱及び電気の換算係数を乗じて、各々の熱量[GJ(ギガジュール)]を求めてください。
- 3 2を全て足し合わせて年間の合計使用熱量[GJ]を求めてください。
- 4 3の1年度間の合計使用熱量[GJ]に、0.0258(原油換算係数[kℓ/GJ])を乗じて、1年度間のエネルギー使用量(原油換算値)^{※3}を求めてください。

※3: (財)省エネルギーセンターのHPに掲載されている下記のエクセル表に燃料使用量や電力使用量等を入力すれば、原油換算値が簡単に求められます。
下記URLをご参照ください。

http://www.eccj.or.jp/law06/xls/03_00.xls

エネルギー使用量(原油換算値)簡易計算表^{※4}

エネルギーの種類	使用量		換算係数		
	単位	数値	数値	単位	
原油	kℓ		38.2	GJ/kℓ	
原油のうちコンデンセート(NGL)	kℓ		35.3	GJ/kℓ	
揮発油(ガソリン)	kℓ		34.6	GJ/kℓ	
ナフサ	kℓ		33.6	GJ/kℓ	
灯油	kℓ		36.7	GJ/kℓ	
軽油	kℓ		37.7	GJ/kℓ	
A重油	kℓ		39.1	GJ/kℓ	
B・C重油	kℓ		41.9	GJ/kℓ	
石油アスファルト	t		40.9	GJ/t	
石油コークス	t		29.9	GJ/t	
石油ガス	液化石油ガス(LPG) ^{※5}	t	50.8	GJ/t	
	石油系炭化水素ガス	千m ³	44.9	GJ/千m ³	
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t	54.6	GJ/t	
	その他可燃性天然ガス	千m ³	43.5	GJ/千m ³	
石炭	原料炭	t	29.0	GJ/t	
	一般炭	t	25.7	GJ/t	
	無煙炭	t	26.9	GJ/t	
石炭コークス	t		29.4	GJ/t	
コールタール	t		37.3	GJ/t	
コークス炉ガス	千m ³		21.1	GJ/千m ³	
高炉ガス	千m ³		3.41	GJ/千m ³	
転炉ガス	千m ³		8.41	GJ/千m ³	
その他の燃料	都市ガス △△ ^{※6}	千m ³		GJ/千m ³	
		*		GJ/*	
		**		GJ/**	
産業用蒸気	GJ		1.02	(換算係数)	
産業用以外の蒸気	GJ		1.36		
温水	GJ		1.36		
冷水	GJ		1.36		
小計①		GJ			
電気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh	9.97	GJ/千kWh
		夜間買電	千kWh	9.28	GJ/千kWh
	その他	上記以外の買電	千kWh	9.76	GJ/千kWh
		自家発電	千kWh	()	GJ/千kWh
小計②		千kWh/GJ			
合計 GJ (③=①+②)					
原油換算 kℓ			0.0258	kℓ/GJ	

1年度間のエネルギー使用量 1500kℓの目安

事業所の立地条件(所在地等)や施設の構成(例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養病院)等によってエネルギーの使用量は異なりますが、一般的な目安として例示すると下記のとおりです。

- 小売店舗(延べ床面積)
約3万m² 程度
- オフィス・事務所(電力使用量)
約600万kWh/年 程度
- ホテル(客室数)
300~400室 程度
- 病院(病床数)
500~600床 程度
- コンビニエンスストア(店舗数)
30~40店舗 程度
- ファーストフード店(店舗数)
25店舗 程度
- ファミリーレストラン(店舗数)
15店舗 程度
- フィットネスクラブ(店舗数)
8店舗 程度

の欄を入力すれば、
原油換算値 が計算されます。

※4: 本表は、平成21年度以降のエネルギー使用量を把握するために使用する表です。

※5: 供給事業者からの使用量が“m³(立方メートル)”で表示されている場合、“t(トン)”に換算する必要があります。換算係数は、ガス会社により異なるので、ガス会社に確認の上、換算します。不明な場合は、右記の数値を用いることができます。

※6: 燃料に都市ガスを使用している場合は、その他の燃料の欄に「都市ガス △△」(△△は、5C、13A等)と記入します。換算係数は、ガス会社により異なるので、ガス会社に確認の上、換算します。

プロパン	1m ³	1/502 [t]
ブタン	1m ³	1/355 [t]
プロパン・ブタンの混合	1m ³	1/458 [t]

5-2 エネルギー使用量を把握する際の留意点

テナントビルにおけるエネルギー管理の在り方

テナントビルにおけるテナント専用部分は、オーナー側のみ、又は、テナント側のみでの努力だけでは省エネルギーにつながらない場合が多くあります。省エネルギーの一層の推進のため、オーナー・テナント双方が協力してエネルギー管理を行ってください。

改正前

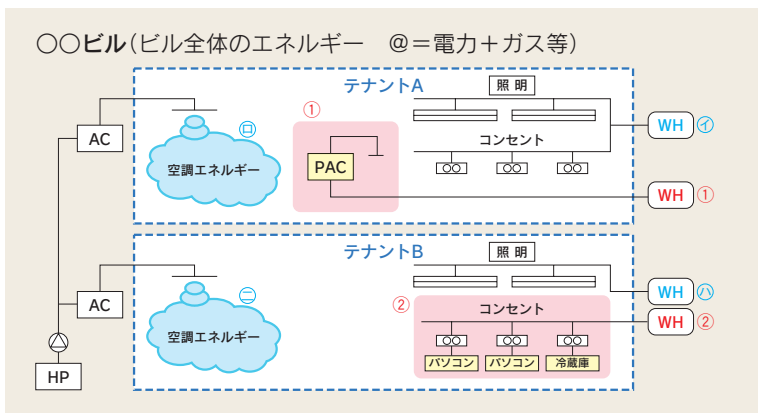
- テナント専用部のうち、テナント側にエネルギー管理権原*7がある設備の使用量はテナント側に報告義務。
- オーナーには、上記以外の部分について報告義務。

改正後

- オーナーは改正前と同じ範囲の報告が必要。
- テナントはエネルギー管理権原が存在しないテナント専用部のエネルギー(例:空調や照明にかかるエネルギー)も含めて報告が必要。
- オーナーは、テナントに対し、テナント専用部のエネルギー使用量について可能な範囲で情報提供することが必要(判断基準にも規定)。
- テナントは、実測値を報告することが困難な場合には、推計値で報告することも可能。
- 推計値を算出する際の推計手法は、事業者がその状況に応じ、適切かつ合理的な手法を選択することが求められる。

※7: エネルギー管理権原……設備の設置・更新権限を有し、エネルギー使用量を実測値として把握できること。

ビルにおける報告対象のイメージ



■ テナントの設備 □ オーナーの設備 ■ テナントにエネルギー管理権原がある設備

WH: 電力計 HP: 熱ポンプ AC: 空調機 PAC: パッケージエアコン(持込型空調機)

(補足1) PAC、パソコン、冷蔵庫はテナントが持ち込んだ設備 (補足2) 照明はオーナー所有の設備 (補足3) @はビル全体のエネルギー使用量(オーナーのみ把握)

改正前

オーナーは「@-①-②」を報告、
テナントAは「①」を報告、テナントBは「②」を報告。

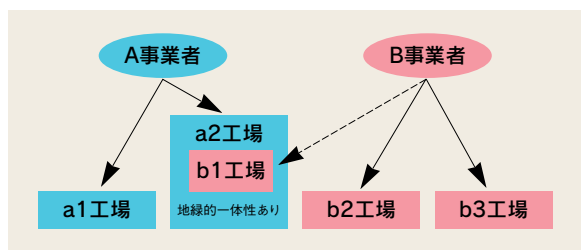
改正後

オーナーは「@-①-②」を報告(改正前と同様)、
テナントAは「④+①+③」を報告(③はオーナーからテナントに情報提供)、
テナントBは「④+②+③」を報告(③はオーナーからテナントに情報提供)

産業部門における地縁的一体性を持った複数事業者の取り扱い

産業部門において、下記条件を満たす場合、A事業者がb1工場のエネルギー使用量をまとめて報告*8することもできます。

- 条件
- 1 両工場に地縁的一体性*9が認められること。
 - 2 A事業者の総エネルギー使用量が1,500kℓ/年以上であること。
 - 3 「A事業者がb1工場の省エネ法上の義務を負うこと」についてA事業者、B事業者の両者が合意していること*10。
 - 4 前年度のa2工場とb1工場のエネルギーの使用量の合計値が、第二種エネルギー管理指定工場等の裾切り値を上回る場合、A事業者はa2工場にその合計値が該当する区分に応じた人数のエネルギー管理者、エネルギー管理員を選任すること。



※ 8: A事業者は、b1工場の情報を定期報告書等で報告するとともに、b1工場のエネルギーの使用の合理化に努める必要があります。

※ 9: 同一敷地内又は隣接した敷地に両工場が設置され、かつ、両工場にエネルギー管理上の結びつきがあるもの。

※10: 覚書等の書面をもって合意する必要があります。覚書は国へ提出する必要はありませんが、事業者両方で保管しておく必要があります。

5-3 特定事業者・特定連鎖化事業者の義務内容

事業者全体のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl/年以上の事業者に対し、新たに省エネ法に基づくエネルギー管理が義務付けられることとなります。

事業者全体としての義務

年間エネルギー使用量 (原油換算kl)	1,500kl/年以上	1,500kl/年未満
事業者の区分	特定事業者又は特定連鎖化事業者	
事業者の義務	選任すべき者	エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者
	遵守すべき事項	判断基準の遵守(管理標準の設定、省エネ措置の実施等)
事業者の目標	中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減	
行政によるチェック	指導・助言、報告徴収・立入検査、合理化計画の作成指示(指示に従わない場合、公表・命令)等	

特定事業者(又は特定連鎖化事業者)が設置する工場等ごとの義務

年間エネルギー使用量 (原油換算kl)	3,000kl/年以上	1,500kl以上~3,000kl/年未満	1,500kl/年未満
指定区分	第一種 エネルギー管理指定工場等	第二種 エネルギー管理指定工場等	指定なし
事業者の区分	第一種特定事業者 第一種指定事業者	第二種特定事業者	-
業種	製造業等5業種 (鉱業、製造業、 電気供給業、 ガス供給業、熱供給業)	左記業種の事務所 左記以外の業種 (ホテル、病院、学校等)	全ての業種
事業者の義務	選任すべき者 エネルギー管理者	エネルギー管理員	エネルギー管理員

特定事業者(又は特定連鎖化事業者)が提出すべき書類

書類	提出時期		提出先
	平成22年度	平成23年度以降	
定期報告書	11月末日	7月末日	事業者の主たる事務所(本社)所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁
中長期計画書	11月末日	7月末日	
エネルギー管理者等の選解任届	選解任のあった日後、最初の7月末日		事業者の主たる事務所(本社)所在地を管轄する経済産業局

5-4 エネルギー管理統括者等の選任・資格要件及び選任数

エネルギー管理統括者等の役割、選任・資格要件、選任時期

選任すべき者	役割		選任・資格要件	選任時期
	事業者単位のエネルギー管理	工場等単位のエネルギー管理		
エネルギー管理統括者	①経営的視点を踏まえた取組の推進 ②中長期計画のとりまとめ ③現場管理に係る企画立案、実務の統制	—	事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者 (例えばCSR担当役員等)	選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任
エネルギー管理企画推進者	エネルギー管理統括者を実務面から補佐	—	エネルギー管理士 ^{注3} 又はエネルギー管理講習修了者 ^{注4}	選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任 (エネルギー管理企画推進者のみ平成22年度は指定後9ヶ月以内)
エネルギー管理者	—	第一種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理 (第一種指定事業者を除く)	エネルギー管理士 ^{注3}	
エネルギー管理員	—	第一種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理 (第一種指定事業者の場合) 第二種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理	エネルギー管理士 ^{注3} 又はエネルギー管理講習修了者 ^{注4}	

エネルギー管理統括者等の選任数

選任すべき者	事業者の区分			選任数
エネルギー管理統括者	特定事業者又は特定連鎖化事業者			1人
エネルギー管理企画推進者	特定事業者又は特定連鎖化事業者			1人
エネルギー管理者	第一種指定事業者を除く (第一種特定事業者)	① 第一種エネルギー管理指定工場等のうち、コークス製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の場合	10万kℓ/年未満	1人
			10万kℓ/年以上	2人
		② ①を除く、第一種エネルギー管理指定工場等の場合	2万kℓ/年未満	1人
			2万kℓ/年以上5万kℓ/年未満	2人
			5万kℓ/年以上10万kℓ/年未満	3人
10万kℓ/年以上	4人			
エネルギー管理員	第一種指定事業者			1人
	第二種特定事業者			1人

注3：エネルギー管理士試験制度及びエネルギー管理研修制度とは？

- エネルギー管理士免状の所有者をエネルギー管理士といい、エネルギー管理者等に選任することができます。
- エネルギー管理士免状を取得するためには、①指定試験機関が実施する「エネルギー管理士試験」に合格し、1年以上の実務経験がある者、または、②実務経験3年以上の者で登録研修機関が実施する「エネルギー管理研修」を修了した者、のいずれかであれば免状交付申請により免状の交付を受けられます。
- エネルギー管理士試験は毎年8月上旬の土曜日に、エネルギー管理研修は毎年12月中下旬の7日間に全国各地で行なわれます。

注4：エネルギー管理講習制度とは？

- 指定講習機関が実施するエネルギー管理講習の修了者であれば、エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員として選任することができます。
- エネルギー管理講習の受講資格には制限がなく、誰でも受講できます。
- エネルギー管理講習は毎年上期と下期に1回ずつ全国各地で行なわれます。
- 事業者は、エネルギー管理講習修了者の中からエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を選任している場合には、当該者に定期的に(3年ごと*)、資質向上講習を受講させなければなりません。(*講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して2年を超えた日以降に選任した場合は、選任した日の属する年度の翌年度)

6. 事業者が遵守すべき判断基準はどのように変わりますか？

エネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準^{注5}が以下のように改正されました。

- 判断の基準となる事項を、“専ら事務所その他これに類する用途に供するもの”に関する事項と、それ以外の“工場等”に関する事項とに分割して規定しました。
- “専ら事務所その他これに類する用途に供するもの”については、わかりやすさの観点から設備ごとに判断の基準となる事項を規定しました。それ以外の“工場等”における判断の基準は、従来どおり、燃料の燃焼の合理化や廃熱の回収利用などエネルギーを使用する各過程ごとに規定しました。
- 事業者及び連鎖化事業者が全体を俯瞰して取り組むべき事項については前段に規定しました。

改正前

I. エネルギーの使用の合理化の基準

- 一 燃料の燃焼の合理化
- 二 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
- 三 廃熱の回収利用
- 四 熱の動力等への変換の合理化
- 五 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止
- 六 電気の動力、熱等への変換の合理化

II. エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

前段：努力目標／原単位年平均1%以上の低減

1. エネルギー消費設備等に関する事項
2. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

改正後

I. エネルギーの使用の合理化の基準

前段：事業者及び連鎖化事業者が全体を俯瞰して取り組むべき事項

1. 工場等であって専ら事務所その他これに類する用途に供するものに関する事項

- (1) 空気調和設備、換気設備
- (2) ボイラー設備、給湯設備
- (3) 照明設備、昇降機、動力設備
- (4) 受変電設備、BEMS
- (5) 発電専用設備及びコージェネレーション設備
- (6) 事務用機器、民生用機器
- (7) 業務用機器
- (8) その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2. 工場等(1. に該当するものを除く)に関する事項

- (1) 燃料の燃焼の合理化
- (2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
- (3) 廃熱の回収利用
- (4) 熱の動力等への変換の合理化
- (5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止
- (6) 電気の動力、熱等への変換の合理化

II. エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

前段：努力目標／事業者ごとに原単位年平均1%以上の低減
業種ごとのベンチマーク

1. エネルギー消費設備等に関する事項
 - ①専ら事務所に関するものと、②その他の工場等に関するものとに分けて記載
2. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

注5：判断基準とは？

- 「判断基準」とは、エネルギーを使用し事業を行う事業者(企業)が、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を、経済産業大臣が定め、告示として公表したものです。
- 各事業者はこの「判断基準」に基づき、省エネルギー分野ごとやエネルギー消費設備ごとに、運転管理や計測・記録、保守・点検の方法について管理標準を定め、これに基づきエネルギーの使用の合理化に努めなければなりません。
- 「判断基準」は基準部分と目標部分で構成されています。

7. セクター別ベンチマークとは？

セクター別ベンチマーク^{注6}について 新設

■ 経済産業大臣が定める「判断基準」の中に、“対象となる事業”、“ベンチマーク指標”、“中長期的に目指すべき水準”が規定されています^{※11}。ベンチマーク指標が設定された事業（セクター）は、“高炉による製鉄業”、“電炉による普通鋼製造業”、“電炉による特殊鋼製造業”、“電力供給業”、“セメント製造業”です。

ベンチマークの報告

■ ベンチマーク指標が設定された事業所を有する事業者は、目指すべき水準を目標に省エネルギーに取り組むとともに、定期報告書の「特定-第6表」及び「特定-第7表」^{※12}にベンチマーク指標の状況等を記入してください。

※11：判断基準の規定内容

事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
高炉による製鉄業	粗鋼量当たりのエネルギー使用量	0.531kℓ/t以下
電炉による普通鋼製造業	上工程の原単位(粗鋼量当たりのエネルギー使用量)と下工程の原単位(圧延量当たりのエネルギー使用量)の和	0.143kℓ/t以下
電炉による特殊鋼製造業	上工程の原単位(粗鋼量当たりのエネルギー使用量)と下工程の原単位(出荷量当たりのエネルギー使用量)の和	0.36kℓ/t以下
電力供給業	①定格出力における発電端熱効率を設計効率により標準化した値 ②火力発電熱効率	①100.3%以上 ②—
セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量(出荷量)当たりのエネルギー使用量の和	3891MJ/t以下

※12：定期報告書 特定-第6表・第7表 (P15参照)

対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー使用量 (原簿換算kℓ)
電炉による普通鋼製造業	0.1848 kℓ/t	18,943

特定-第7表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

ベンチマークの対象事業所は、高炉工場、仙台工場です。
基準ベンチマークとの差は、0.143-0.185=▲0.042となります。
<未達理由>
基準ベンチマークに比べ、“0.042”が未達であった。その理由は、昨年度は、景気の悪化により、生産量が例年に比べ減少し、固定エネルギーの比率が増加したためである。

注6：セクター別ベンチマークとは？

● セクター別ベンチマークとは、同様又は非常に近い手法によりエネルギーを使用している特定の事業(製品やその製造方法又は提供サービスの種類やその提供手法等により区分可能な範囲)について、そのエネルギーの使用の合理化の状況を比較できる指標を設定し、省エネルギーが他社と比較して進んでいるか、遅れているかを明確にし、非常に進んでいる事業者を評価するとともに、省エネルギーが遅れている事業者に更なる努力を促すものです。

8. 共同省エネルギー事業とは？

共同省エネルギー事業について 新設

■ 「共同省エネルギー事業」とは、事業者が他の者と共同でエネルギー使用の合理化を検討し実行することです。この事業の要件は「他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与すること」及び「我が国全体のエネルギーの使用の合理化に資すること」に該当することです。

共同省エネルギー事業の報告

■ 共同省エネルギー事業に該当した場合、事業者は定期報告書にその取り組み状況にかかる書類を添付のうえ報告することができます。また、省エネルギー実績量について中立的な第三者の認証を受ければ、その量についても報告することができます。

共同省エネルギー量

=

当該事業が実施されなかった場合の
エネルギー使用量

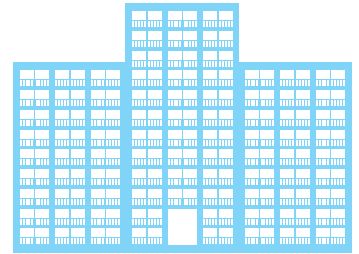
-

当該事業が実施された場合の
エネルギー使用量

■ 事業者が共同省エネルギー量を報告した際、当該事業者が自らの省エネルギー努力を十分に行っているにもかかわらず、エネルギー消費原単位が年平均1%以上低減できていなかったとしても、報告年度においてエネルギー消費原単位を年平均1%以上低減する際に必要となるエネルギー削減量見合い以上の共同省エネルギー量を報告する場合は、その状況を国として勘案・評価します。

■ 国内クレジット制度により認証を受けた事業で省エネルギーとなる事業は、再生可能エネルギーに関するものを除き、共同省エネルギー事業として定期報告書で報告することができます。

参1考 住宅・建築物に係る対策の改正について

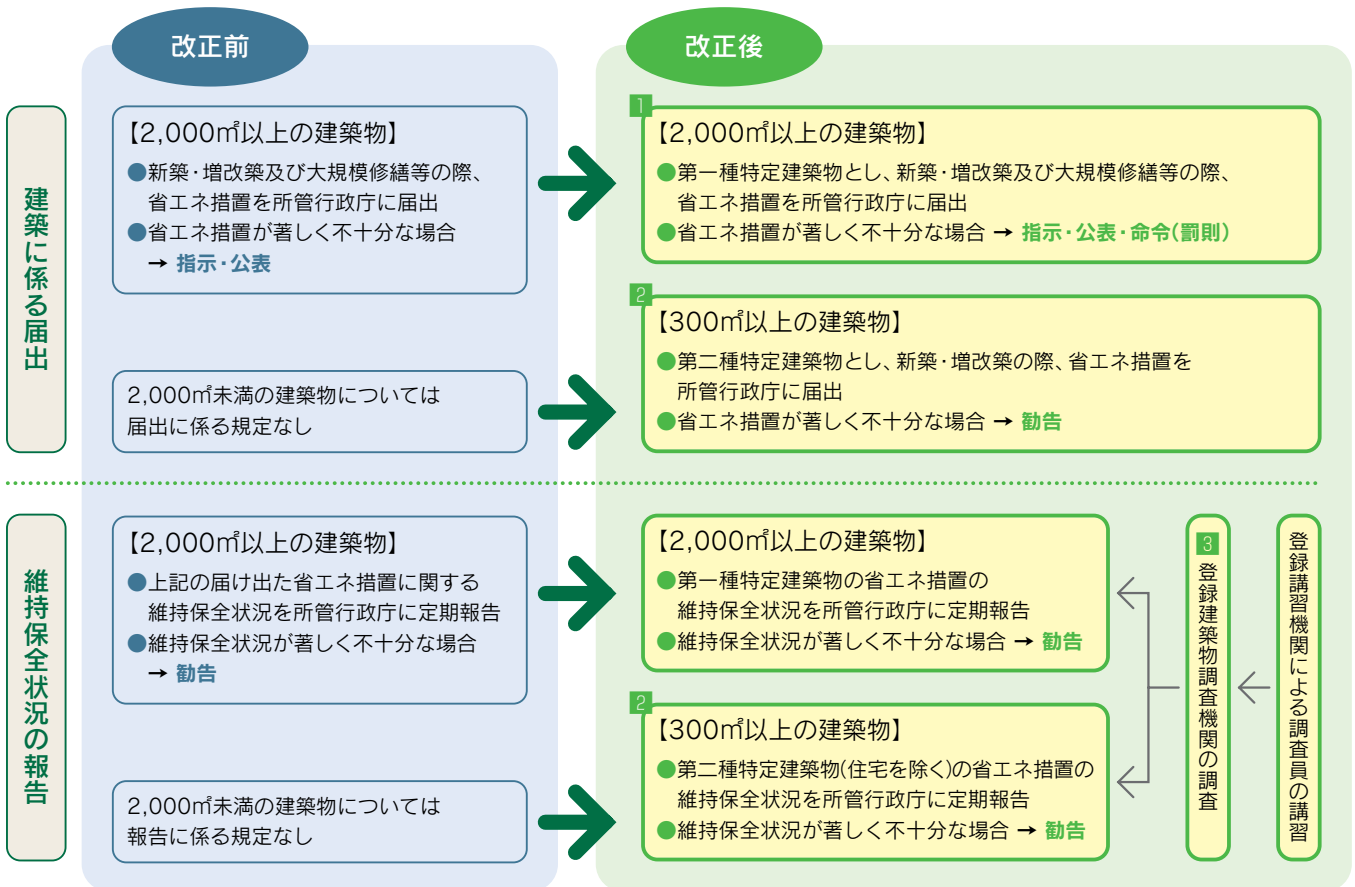


改正のポイント

大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入や、一定の中小規模の建築物について省エネ措置の届出等が義務付けられました。住宅・建築物に関する改正は、平成21年度より適用されています(ただし、2については平成22年度より適用)。

改正の概要※13

- 1 大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入。
- 2 一定の中小規模の建築物(床面積の合計が300㎡以上)について、省エネ措置の届出等を義務付け。
 - 新築・増改築時の省エネ措置の届出・維持保全状況の報告を義務付け、著しく不十分な場合は勧告。
- 3 登録建築物調査機関による省エネ措置の維持保全状況に係る調査の制度化。
 - 当該機関が省エネ措置の維持保全状況が判断基準に適合すると認めた特定建築物の維持保全状況の報告を免除等。



- 4 住宅を建築し販売する住宅供給事業者(住宅事業建築主)に対し、その新築する特定住宅の省エネ性能の向上を促す措置の導入。
 - 住宅事業建築主の判断基準の策定。
 - 一定戸数以上を供給する住宅事業建築主について、特定住宅の性能の向上に係る国土交通大臣の勧告、公表、命令(罰則)の導入。
- 5 建築物の設計、施工を行う者に対し、省エネ性能の向上及び当該性能の表示に関する国土交通大臣の指導・助言。
- 6 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者に対し、省エネ性能の表示による一般消費者への情報提供の努力義務を明示。

※13: 住宅・建築物に係る措置の詳細については、下記URLをご参照ください。

国土交通省: http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000005.html

お問い合わせ先

経済産業省窓口

資源エネルギー庁省エネルギー対策課 TEL:03-3501-9726

担当地域

- 北海道経済産業局エネルギー対策課 …TEL:011-709-1753 北海道
- 東北経済産業局エネルギー課 …TEL:022-221-4932 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
- 関東経済産業局エネルギー対策課 …TEL:048-600-0364 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県
- 中部経済産業局エネルギー対策課 …TEL:052-951-2775 富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県
- 近畿経済産業局エネルギー対策課 …TEL:06-6966-6043 福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
- 中国経済産業局エネルギー対策担当 …TEL:082-224-5741 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
- 四国経済産業局エネルギー対策課 …TEL:087-811-8535 徳島県・香川県・愛媛県・高知県
- 九州経済産業局エネルギー対策課 …TEL:092-482-5473 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
- 沖縄総合事務局経済産業部環境資源課 …TEL:098-866-1757 沖縄県

国土交通省窓口

総合政策局環境・政策課 TEL:03-5253-8263



Internet URL : <http://www.eccj.or.jp>
E-mail : master@eccj.or.jp

- 本部 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-19-9
ジオ八丁堀
TEL:03-5543-3020 FAX:03-5543-3021
- 北海道支部 TEL:011-271-4028 FAX:011-222-4634
- 東北支部 TEL:022-221-1751 FAX:022-221-1752
- 東海北陸支部 TEL:052-232-2216 FAX:052-232-2218
- 北陸支所 TEL:076-442-2256 FAX:076-442-2257
- 近畿支部 TEL:06-6364-8965 FAX:06-6365-8990
- 中国支部 TEL:082-221-1961 FAX:082-221-1968
- 四国支部 TEL:087-826-0550 FAX:087-826-0555
- 九州支部 TEL:092-431-6402 FAX:092-431-6405

省エネ法 メール相談コーナー

省エネルギーセンターのホームページ
(<http://www.eccj.or.jp/>)から「Q&A」をクリックし、
質問サイトからお問い合わせください。
また、FAXでも受付しております。FAX:03-5543-3021

